資料１

神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について

１　背景

（１）神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例について

個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等が遵守すべき義務等について、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）が定められているが、地方議会は適用対象外である。

このため、本県議会では、議会での個人情報の取扱いについて、法に準じて「神奈川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」（以下「条例」という。）を、定めている。

（２）法改正について

今般、法の３年ごとの見直しの結果、令和８年７月に改正された。

主な改正内容	施行時期
１適正なデータ利活用の推進 （本人同意取得の規制緩和）	令和 10 年７月 17 日まで（国で政令等を検討中）
２リスクに適切に対応した規律 （データ処理等の委託先の規律整備）	
３不適正利用等の防止 （個人関連情報の不適正利用・不正取得の規律新設）	
４規律遵守の実効性確保のための規律（罰則規定の強化）	**令和９年１月 17 日**

２　条例の改正について

令和９年１月 17 日に改正法の罰則規定が施行されることから、同様の罰則を規定している条例について、同時期に改正する必要がある。

(1) 第６章罰則　第 55 条

職員若しくは委託を受けた業務に従事している者等が、業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供等した場合の罰則の強化

【改正法】「１年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する」を「２年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する」に改正

(2) その他

表記の統一等の改正

３　今後のスケジュール（予定）

罰則規定の改正に向けて必要な横浜地方検察庁との協議（地検協議）等、次のスケジュールで準備を進める。

令和８年 10 月	横浜地方検察庁との協議開始
令和８年 11 月	地検協議終了後、団長会において改正案を協議
令和８年 12 月	令和８年第３回定例会に上程
令和９年１月 17 日	施行日（予定）

４　その他

罰則規定以外の法改正に対応する部分については、現在国で検討中であり、政令等必要な法整備が行われた後に改めて検討する。